

広報もりぐち有料広告掲載業務委託 仕様書

広告取扱業者は契約書及びこの仕様書のほか、「守口市広告掲載要綱」を遵守しなければならない。

1 業務内容

原則として毎月発行する「広報もりぐち」に掲載する広告の申込書を提出すること。原稿は、パソコン用データ（adobe 社 Illustrator 9以上で作成し、データ等はアウトライン化したもの。）で下表に示す、原稿提出期日の午後5時30分までに提出しなければならない。

2 業務スケジュール

原稿については、広報発行号の前月の1週目までに提出すること。なお、広告掲載料の納付期日については、広報発行号月の10日までとする。

※ ただし、期日が土日祝日の場合は、営業日前とする。

（例）広報発行号が令和4年11月号の場合

原稿提出期日：令和4年10月7日

広告掲載料の納付期日：令和4年11月10日

3 契約締結期間

契約日から令和7年9月30日

4 掲載規格及び位置等

① H4

A4版、4段分を使用し、1段の2分の1（縦60mm×横85mm）を1枠として合計8枠を毎月必ず掲載とする。

② H4の裏

A4版、4段下1段分を使用し、1段の2分の1（縦60mm×横85mm）を1枠として合計2枠を毎月必ず掲載とする。

〈その他の事項〉

H4については、2枠（縦60mm×横170mm）～8枠（縦240mm、横680mm）の一体の使用を認めるものとする。

また、H4の裏についても、2枠（縦60mm、横170mm）一体の使用を認める。

広告の印刷色はフルカラー。なお、「広報もりぐち」に掲載する広告枠は毎月必ず、H4 8枠+H4の裏2枠=合計10枠とする。

※ H4の裏2枠については、広報誌のページ数の変更により月によって掲載ページが変わることがある。

5 広告掲載料等

広告掲載料は1 枠月〇〇〇〇円(税込)とする。

なお、広告原稿に伴う制作費は広告主が負担するものとする。また、市は広告料及び制作費の金額について報告を求めることができる。

6 広告掲載の方法等

毎月必ず、H4、H4の裏面の合計2ページ分(10 枠分)を掲載する。広告取り扱い業者が10 枠に満たない場合においても、自社の広告を使用する等で、必ず掲載するものとする。広告の内容、広告を行う業種又は事業者等については、事前に市と協議するものとし、掲載については市が審査した上で、その可否を広告取扱業者に通知するものとする。但し、掲載できない理由説明は要しないものとする。

なお、広告掲載に関して広告取扱業者に損害が発生しても、市は一切関知しないものとする。

7 納付

市への納入は広告掲載料10 枠の総額を毎月納付するものとし、広告取扱業者は1の業務内容で指定する広告掲載料の納付期日までに、広告掲載料の総額を市が指定する口座へ振り込むものとする。

8 守秘義務

広告取扱業者は広告掲載に関して、知り得た情報は他へ漏らしたり、この業務以外に利用することはできない。

9 広告に関する留意事項

- (1) 広告の内容について疑義が生じた場合は、その都度市と協議すること。
- (2) 広告の内容については、広告主と本業務契約の広告業者が全て責任を負うこととし、守口市は一切の責任を負わない。

10 その他

業務に関して疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

広報誌の内容変更により、広告の掲載場所が変更になった場合は、変更に関してあきらかな損失が生じない場合は応じるものとする。

11 広報もりぐち参考データ

規格 A4版 40 ページ程度

紙質 カントエクセル 64.0kg/m³ (ISO 白色度) 3.5kg 以上

発行部数 毎月1回1日発行

配布方法 全世帯配布の他、市役所、各コミュニティセンター、図書館など市内公共施設においても随時配布